

名古屋市への医務関係の届出の取扱いについて

1 概要

名古屋市内の歯科技工所に係る申請や届出等については、新型コロナウイルス感染症の感染者が全国の都市部を中心に急増する状況に鑑み、歯科技工士法（昭和30年8月16日法律第168号）に基づく一部の手続きについて、郵送での届出を臨時的・特例的に認めていましたが、今般、これらを経常的に認めることとしました。郵送の際は事前に管轄保健センターに連絡・確認のうえ送付いただきますようお願いいたします。

なお新規開設時の手続き等、引き続き窓口での提出が必要な手続きがございますのでご留意いただくようお願いいたします。

2 郵送対応の可否について

(1) 窓口での提出が必要なもの ※郵送不可

新規開設に関する手続き

(例)・歯科技工所開設届の提出

(2) 郵送を可とするもの ※メールやFAXは不可

変更届など、(1)の手続き以外のもの

(例)・歯科技工所変更届の提出 など

郵送にあたってご注意いただきたいこと

- 郵送に係る費用は開設者様のご負担となります。また、郵送事故による書類紛失を防止するため、簡易書留を推奨します。
- 届出の内容や添付書類に不備がある場合、届出を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 歯科技工士免許証や定款など、本来は原本の確認が必要となる書類については、その写しに開設者による原本照合をしてください。(原本自体の送付は必要ありません)
- 構造設備に関する変更等については、事前に管轄保健センターにご相談ください。
- 確認事項等がある場合、届出提出後に連絡することがあります。連絡先及び連絡担当者氏名を記載したメモを同封してください。
- 届出を郵送する際には、届出や添付書類各2部のほか、返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。)を同封してください。後日、收受日付を押印した控えを送付します。

3 その他

管轄保健センターの窓口での提出も可能です。窓口での提出の際は、免許証等の原本の確認も従来どおり行いますので、忘れずに書類をご持参ください。

なお、本取扱いは、施設が名古屋市内にある歯科技工所に関して、歯科技工士法に基づく届出について認めるものであり、他法令に係る手続きや他自治体における取り扱いについては、それぞれの施設の所在地を所管する部署や自治体にご確認ください。

【届出・相談窓口】

管轄保健センター	電話番号	FAX番号	担当区
千種保健センター医療安全担当 〔千種区星が丘山手 103 番地〕	753-1963	751-3545	千種区・昭和区・瑞穂区・名東区
中村保健センター医療安全担当 〔中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1〕	433-3024	483-1131	西 区・中村区・熱田区・中川区
中 保健センター医療安全担当 〔中区栄四丁目 1 番 8 号〕	265-2254	265-2259	東 区・北 区・中 区・守山区
南 保健センター医療安全担当 〔南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の 1〕	614-2827	614-2818	港 区・南 区・緑 区・天白区

届出のダウンロードや届出に必要な添付書類等については、名古屋市公式ウェブサイトもご参照ください。

名古屋市公式ウェブサイト (URL : <http://www.city.nagoya.jp/index.html>)

【トップページ】⇒【暮らしの情報】⇒【届出と証明】⇒【申請書・届出書ダウンロード】

申請書・届出書ダウンロードのページ内中段あたり「食品衛生・環境衛生・医療・薬務」の 카테고리から、それぞれの業種の手続きに関するページをご覧ください。